

# 障がい者相談支援体制（基幹相談支援センター・委託相談支援）の見直しについて

# 障がい者相談支援体制（基幹相談支援センター・委託相談支援）の見直しについて

## 【目的】

障害者相談支援事業の見直しにおいては、相談支援機関の機能分担を踏まえ、本市の相談支援体制を見直し、充実・強化を図るため行うものである。

このため、委託相談支援事業のみの見直しでは十分な効果が見込まれないことから、委託相談支援事業の見直しに合わせ、基幹相談支援センターの設置を行うもの。

## 【見直しのねらい】

### ◆ 委託相談支援事業の見直し

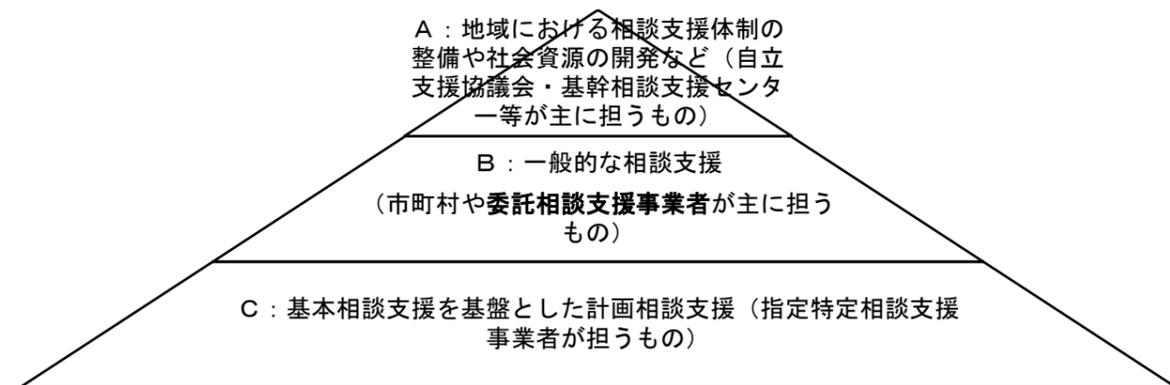
- 高齢障がい者や介護者の高齢化に伴う複合ニーズに対応した総合相談窓口の創設（地区保健福祉センター、地域包括支援センターとの連携強化）
- 地区保健福祉センターと委託相談支援事業者の二本立ての地区窓口の一本化
- 相談支援員の質等の平準化及び向上
- 委託相談支援事業所の成り立ち（従前、精神障がい者の支援、知的障がい者の支援を専門に実施していた等）による得意分野等の平準化などを目的とするものである。

### ◆ 基幹相談支援センターの設置

- 本市において、これまで障がい福祉課及び地区保健福祉センター等の現体制では十分に対応できなかった業務（地域移行・地域定着の促進、事業者への支援や指導等）を、有資格者を配置することにより、新たに担うものである。
- 障がい者等の支援は、ライフステージに応じた乳幼児期から老年期まで、その年代に応じたニーズがある上に、身体障がい（身体障がいでも肢体・視覚・聴覚等障がい種別によりニーズ等が異なる）、知的、精神等の障がい種別によりニーズが異なり、相談支援を行う上で高い専門性が求められる。
- 更には、難病、発達障がい等の新たな障がい態様や医療的ケア児の増加に伴うニーズの多様化や複雑化など、相談支援に係る専門性はこれまで以上に強く求められている。

### ◆ 相談支援関係機関の機能分担について

- 相談支援関係機関の機能分担は、次の三層構造により区分される。



※B及びCは、個別に障がい者等へ支援に当たるもの。

※Aを適正に実施するためには個別の支援を通じたニーズ（地域課題）の把握が不可欠。

## 【相談支援機関の役割】

◆ 具体的に、三者の役割を整理すると次のとおりとなる。

基幹相談支援センター	委託相談支援事業	計画相談支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談支援体制の強化</li> <li>・自立支援協議会の運営等を通じた地域の障がい者等の支援の強化</li> <li>・地域移行や地域定着の促進</li> <li>・事業者への支援、指導</li> </ul> <p>（基本は、個別のケース対応ではなく、地域課題を把握し、その解決・改善等を図るもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）</li> <li>・各種支援施策の助言等</li> <li>・権利擁護のために必要な援助</li> <li>・専門機関の紹介等</li> </ul> <p>（一般的な相談支援の窓口であり、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例等にも対応）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用計画の作成等</li> </ul> <p>（障がい福祉サービスの利用を前提とした相談支援）</p>

## 【運営体制】

7法人等にそれぞれ委託している既存の「委託相談支援事業」と相談支援の全体的な取りまとめ等を行う「基幹相談支援センター」との一体的な体制を確立するため、同一法人に委託する。

施策反映のため、市と基幹相談支援センターの連携を密にする。

## 【人員体制】

- 基幹相談支援センター：センター長・専門職・事務職を配置。
- 委託相談支援：各地区保健福祉センターのエリア及び対象者数を考慮のうえ必要数を配置。
- ※ 新たな委託先において、引き継ぎを含め、体制が整うまでの間、当面、既存の委託相談支援事業所からの人員協力を得て対応するものとする。
- ※ 人員配置数については、予算状況を踏まえ対応する。

## 【実施場所】

- 基幹相談支援センター：障がい福祉課内
- 委託相談支援：各地区保健福祉センター（地区包括支援センター）内

## 【実施時期】

平成 29 年 4 月 1 日より

## 【その他】

新たな体制整備に向け、引き続き、整理すべき事項など細部について、協議を進めていく。